

令和4年度 安堵町一般会計当初予算
消費税引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%へ引き上げられたこと、また令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員人件費は除く)に充てるものとされています。令和4年度安堵町一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分) 81,230千円
 【歳出】 地方消費税社会保障財源交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 455,940千円

(単位:千円)

			財 源 内 訳				うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)
			特定財源			一般財源	
区 分	事 業	予 算 額	国県支出金	地方債	その他		
社会福祉費	老人福祉費	51,268	588		1	50,679	16
	医療対策費	63,397	19,048			44,349	7,030
	自立支援給付費	198,475	147,685			50,790	36,140
	地域生活支援事業費	20,577	12,000			8,577	669
	小 計	333,717	179,321		1	154,395	43,855
	児童福祉費	児童福祉総務費	30,522	7,837		3,480	19,205
児童措置費		121,142	69,148			51,994	16,014
こども園費		209,395	9,859		21,973	177,563	7,585
小 計		361,059	86,844		25,453	248,762	29,186
保健衛生費	予防費	59,781	36,758			23,023	4,379
	保健衛生費	33,967	2,681		1,526	29,760	3,810
	小 計	93,748	39,439		1,526	52,783	8,189
合 計		788,524	305,604		26,980	455,940	81,230

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。